

肉製品の日本への持ち込みについて

●本年4月22日から、海外から日本への肉製品の違法な持ち込みに対する対応が厳格化されます。

現在、訪日旅行者の急増に伴い、違法な畜産物の持ち込み件数も増加しており、また、違法に持ち込まれた旅客の携帯品からアフリカ豚コレラのウイルスが分離された事案が発生するなど、我が国に対する海外悪性伝染病の侵入リスクが高まっています。

このことから、農林水産省は、本年4月22日から、海外から日本への肉製品の違法な持ち込みに対する対応を厳格化することを決定しました。

詳細については、下記の農林水産省ホームページを御参照ください。

農林水産省動物検疫ウェブサイト

<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスに自動的に配信されています。

在パラグアイ日本国大使館

住所：Av.Mariscal Lopez No.2364, Asuncion

電話：+595(21)604-616

Mail：japon.consulado@as.mofa.go.jp